

第8章：市民投票

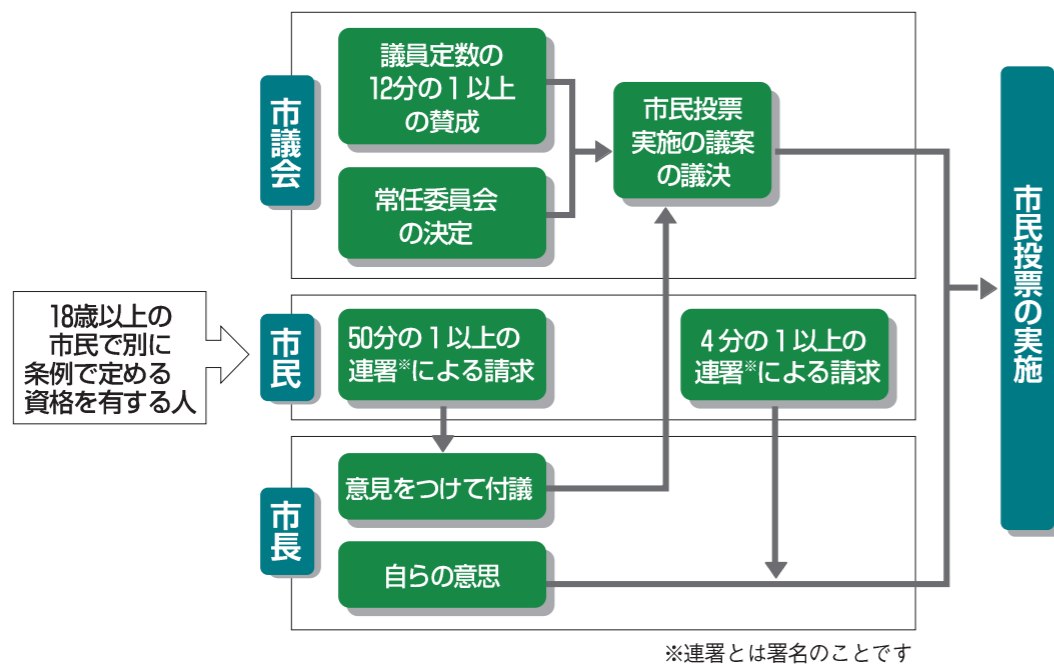
◆市民投票（第39条）

- 市政運営に係る重要事項について、市民の意思確認を行うための市民投票制度について明らかにしています。

！ 市民投票の実施について必要な事項のうち、この条例に定めのない市民投票の対象案件、請求・投票資格要件、投票方法など具体的な事項は、「上越市市民投票条例」で定めています。



市民投票の実施請求の流れ



- (市民投票)
- 第39条 市長は、市政運営に係る重要事項について、広く市民の意見を確認し、その意見に沿った決定をなすため、市民投票を実施することができる。
- 2 年齢満18歳以上の市民で別に条例で定める資格を有するもの（以下「請求権者」という。）は、市政運営に係る重要事項について、請求権者の総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して市民投票の実施を請求することができる。
- 3 市長は、前項の規定による請求があったときは、直ちに請求の要旨を公表するとともに、20日以内に意見を付けて、これを市議会に付議しなければならない。
- 4 市議会議員は、市政運営に係る重要事項について、その定数の12分の1以上の者の賛成を得て、市民投票の実施の議案を市議会に提出することができる。
- 5 市議会に置かれた常任委員会は、その部門に属する市政運営に係る重要事項について、市民投票の実施の議案を市議会に提出することができる。

- 6 市長は、第2項の規定による請求及び前2項の規定により提出された議案について市議会の議決があったときは、速やかに市民投票を実施しなければならない。
- 7 市長は、第2項の規定による請求が請求権者の総数の4分の1以上の者の連署をもってなされたときは、第3項及び前項の規定にかかわらず、速やかに市民投票を実施しなければならない。
- 8 市民投票の投票資格者は、年齢満18歳以上の市民で別に条例で定める資格を有するものとする。
- 9 前各項に定めるもののほか、市民投票に関し必要な事項については、別に条例で定める。
- 10 市民、市議会及び市長等は、市民投票が実施されたときは、その結果を尊重しなければならない。

第9章：国、県及び他の自治体等との関係

◆国、県等との関係（第40条）

- 適切な役割分担の下、対等な関係を確立することを明らかにしています。

◆他の自治体等との連携（第41条）

- 広域的な課題の解決に向け、連携や協力を努めることを明らかにしています。

◆海外の自治体等との連携及び国際交流の推進（第42条）

- 非核平和の実現や地球規模の諸課題の解決に貢献するため、連携や交流等に努めることを明らかにしています。

第10章：最高規範性

◆最高規範性（第43条）

- この条例を本市における自治の最高規範と位置付け、この条例を遵守し、法令の解釈や運用に当たり、この条例を尊重することを明らかにしています。

- (国、県等との関係)
- 第40条 市は、市民に最も身近な地方政府として、国、新潟県等とそれぞれ適切な役割分担の下、対等な関係を確立するものとする。
- (他の自治体等との連携)
- 第41条 市は、広域的な課題の解決を図るため、他の自治体等との連携及び協力をするよう努めなければならない。
- (海外の自治体等との連携及び国際交流の推進)
- 第42条 市は、非核平和の実現及び地球規模の諸課題の解決を図るため、海外の自治体等との連携、交流等を積極的に推進するよう努めなければならない。
- (最高規範性)
- 第43条 この条例は、市における自治についての最高規範であり、市民、市議会及び市長等は、この条例を遵守しなければならない。
- 2 市議会及び市長等は、他の条例、規則等の制定、改正及び廃止並びに法令の解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図らなければならない。

第11章：見直し等

◆見直し（第44条）

- 本市における自治の最高規範にふさわしい発展性を確保するため、市長は、市民参画の下で見直しを行うことを明らかにしています。

！ この条例でいう「見直し」とは、社会経済情勢の変化に照らしてこの条例の内容を点検することであり、改正を前提として行うものではありません。

◆改正手続（第45条）

- 市長が改正を発議するに当たって、最高規範にふさわしい慎重性を確保するため、あらかじめ広く市民の意見を聴かなければならないことを明らかにしています。



- (見直し)
- 第44条 市長は、5年ごとに、この条例の内容を社会経済情勢の変化に照らして、定期的な見直しを行わなければならない。
- 2 市長は、前項の見直しのほか、必要に応じてこの条例の見直しを行うことができる。
- 3 市長は、前2項の見直しに当たっては、市民の意見を聴くために必要な措置を講じなければならない。
- 4 市長は、第1項及び第2項の見直しを行ったときは、その結果を公表しなければならない。
- (改正手続)
- 第45条 市長は、この条例の改正を提案しようとする場合（地方自治法第74条の規定に基づく付議である場合を除く。）は、この条例の趣旨を踏まえ、あらかじめ広く市民の意見を聴くために必要な措置を講じなければならない。

附 則
この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則
この条例は、平成25年9月30日から施行する。